

都市景観向上事業

1. 違法簡易広告物の撤去

大阪版地方分権推進制度に基づき、平成16年4月から違法屋外広告物の簡易除却事務の権限委譲を受け、まちの良好な景観、歩行や通行の安全性を確保するため、ボランティアによる推進団体や委託等により、道路上にある違法広告物の撤去に努めた。また、悪質な違法簡易広告物を掲載している業者に対して、撤去指導を行った。

(1) 違法簡易広告物の撤去実績（全体）

ボランティアによる推進団体や委託等による、撤去実績は次のとおりである。

① 撤去数量等

種 別	はり紙	はり札等	立看板	広告旗	合計
数 量	879	173	0	0	1,052

② 活動日数 20日

(2) 推進団体及び構成人数

推進団体	推進団体の構成人数
9団体	143人

(3) 違法広告物の撤去業務の委託

違法広告物の撤去業務をシルバー人材センターに委託し、まちの良好な景観、歩行や通行の安全性を確保に努めた。

① 委託による撤去数量

種 別	はり紙	はり札等	立看板	広告旗	合計
数 量	624	173	0	0	797

② 活動日数 14日

③ 委託料 302,400円